

平成30年度技術士第二次試験問題〔環境部門〕

19-4 環境影響評価【選択科目Ⅱ】

II 次の2問題（II-1, II-2）について解答せよ。（問題ごとに答案用紙を替えること。）

II-1 次の4設問（II-1-1～II-1-4）のうち2設問を選び解答せよ。（設問ごとに答案用紙を替えて解答設問番号を明記し、それぞれ1枚以内にまとめよ。）

II-1-1 環境影響評価法における「方法書」を事業者が作成したときは、公告及び縦覧を行うとされているが、その公告及び縦覧の方法若しくは事項を2つ挙げて、その内容を述べよ。

II-1-2 環境影響評価法における「準備書」を事業者が作成したときは、説明会を開催しなければならない。この説明会を開催する場合に必要な手続を2つ挙げて、その内容を述べよ。

II-1-3 環境影響評価法における「報告書」の記載内容を3つ挙げて、その内容を述べよ。但し、事業者の氏名及び住所、対象事業の名称等、対象事業に関する基礎的な情報は除くものとする。

II-1-4 「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に示されている環境保全措置に関して留意すべき事項を3つ挙げて、その内容を述べよ。

II-2 次の2設問（II-2-1, II-2-2）のうち1設問を選び解答せよ。（解答設問番号を明記し、答案用紙2枚以内にまとめよ。）

II-2-1 ある地域で土工事・地形改変を伴う面的開発を計画する場合、その計画段階の配慮書の手続を進める上で、既存資料を用いて環境に与える影響をなるべく避けた計画案を策定することとした。この業務の担当者として、以下の問い合わせに答えよ。

なお、対象事業実施区域の環境条件等は、内陸部の丘陵地（標高200m程度）、二次林又は人工林で、近傍にある林道を拡幅・延長して工事用道路として利用することとする。

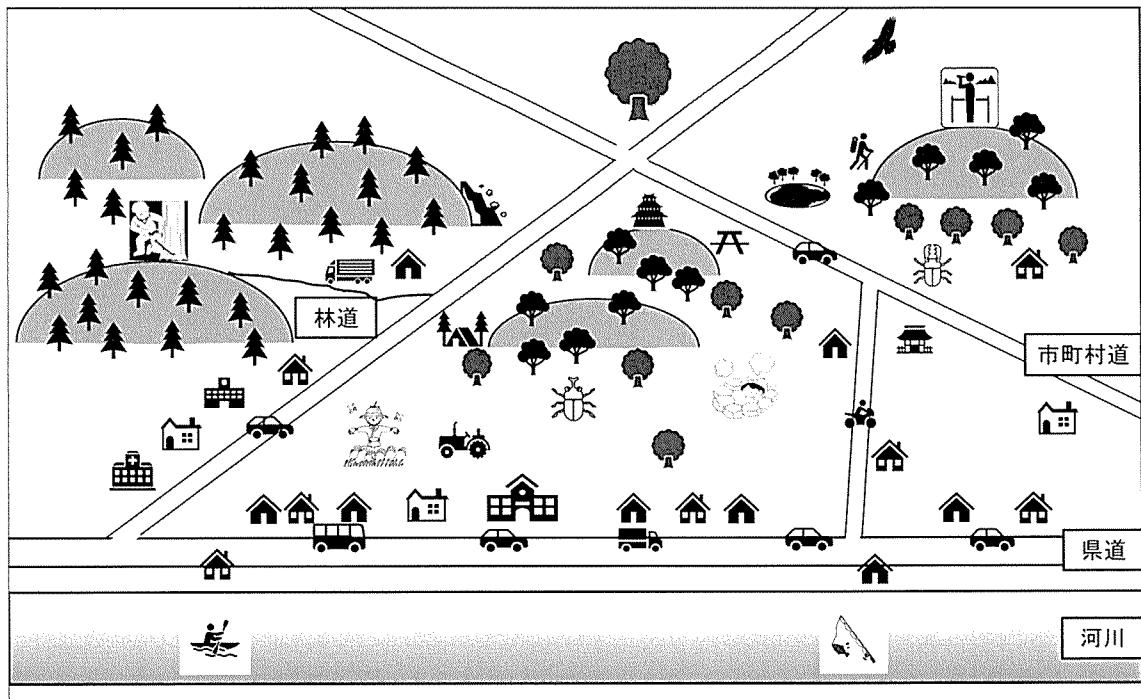
※次頁のイメージ図を参照のこと。但し、必ずしも、この図の内容だけにとらわれることはない。

(1) 重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、下表に示すように、「1) 騒音・振動」、「2) 地形・地質」、「3) 動植物・生態系」、「4) 景観」の4つを取り上げて、これらを①～⑧の評価の観点別に検討する。これらの環境要素から2つを選び、評価の観点別に検討すべき内容（合計4つの評価の観点）について、簡潔に記述せよ。

環境要素	評価の観点
1) 騒音・振動	①生活環境の保全 ②配慮すべき施設の保全
2) 地形・地質	③学術上貴重な地形・地質の保全 ④防災上配慮すべき地形・地質の保全
3) 動植物・生態系	⑤学術上貴重な種・群落等の保全 ⑥配慮すべき生態系（場）の保全
4) 景観	⑦景観資源、視点場（眺望地点）の保全 ⑧視認性（見られ頻度）による立地地点の保全

(2) (1) あなたが選定した評価の観点から、各環境要素で1つずつを選んで、技術的提案を述べよ。

(3) (2) に対する留意すべき事項を述べよ。



イメージ図：対象事業実施区域とその周辺

II-2-2 高さ100m超の複数の高層建築物が近接して設置されているエリアにおいて、新たに100m超の高層建築物を建設する事業に関する環境影響評価手続業務の担当責任者となった。このような状況において、以下の問い合わせに答えよ。

- (1) 既に設置されている高層建築物との複合的影響が懸念される環境影響評価項目を3つ挙げ、その理由をそれぞれ述べよ。
- (2) (1)で挙げた環境影響評価項目から1つを選び、環境保全措置を述べよ。
- (3) (2)で挙げた環境保全措置の具体的な確認方法と効果が見られなかった場合の対応を述べよ。

## 平成30年度技術士第二次試験問題〔環境部門〕

### 19-4 環境影響評価【選択科目Ⅲ】

Ⅲ 次の2問題（Ⅲ-1, Ⅲ-2）のうち1問題を選び解答せよ。（解答問題番号を明記し、  
答案用紙3枚以内にまとめよ。）

Ⅲ-1 世界各国で再生可能エネルギーや新エネルギー利用の導入が活発化している中で、  
我が国においてもエネルギー問題に対する関心の高まりに伴って太陽光発電施設の導入が  
加速している。また、太陽光発電は再生可能エネルギーの中核としてエネルギー供給の一  
翼になるとされている。このような状況を踏まえ、太陽光発電事業に係る環境上の影響に  
について、以下の問い合わせに答えよ。

- (1) 太陽光発電施設を導入するに当たり、検討しなければならない環境上の影響について  
の課題を3つ挙げ、説明せよ。
- (2) (1)で挙げた3つの課題から2つを選び、その環境保全対策を具体的に示せ。
- (3) それぞれの環境保全対策を実施した場合の効果（メリット）とそれらを実行する際の  
リスクについて記述せよ。

Ⅲ-2 平成30年4月、環境省は、環境影響評価法（以下、アセス法という。）に基づく計  
画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書、報告書  
(以下、図書等という。)について、アセス法の規定する縦覧期間の終了後のインターネ  
ット及び国立国会図書館支部環境省図書館等の利用による公開に関する必要事項を  
定め、各都道府県に通知している。このような状況を踏まえて、以下の問い合わせに答えよ。

- (1) アセス法の図書等の公開について、このような通知を発した背景及び必要性について、  
その理由を示せ。
- (2) 図書等の公開を実施する上で想定される課題を示せ。
- (3) あなたが提示した課題の解決策と解決策がもたらす効果を具体的に示せ。